

労働安全衛生

おかやま労働安全衛生センター
 岡山市北区春日町5-6
 岡山市勤労者福祉センター岡山地区労内
 電話 086-238-4911
 E mail : oka2012ro-an@mx41.tiki.ne.jp

クラレの責任を追及しよう 山陽断熱・クラレ アスベスト裁判高裁開始



アスベスト被害に遭った遺族と元労働者は山陽断熱とクラレを相手に安全配慮義務違反の企業責任を追った裁判は今年4月16日に判決が岡山地裁でありました。内容は、山陽断熱には石綿の危険性を知ることができ、必要な対策を取るべきだったとして、安全配慮義務違反を認めました。しかし、クラレは工事の指示はしておらず、実質的な使用従属関係になかったとして、クラレの責任は認めなかったのです。原告側は早速高裁に控訴しました。

発注元クラレの企業責任を追及しよう

クラレは会社内の断熱工事を山陽断熱に発注したもので、工事の仕様書を出し、仕事の打ち合わせや指示もあつたことも明白になっています。クラレ工場内での工事であり、当然施設管理はクラレにあり粉塵除去装置の設置などはクラレの許可が必要です。クラレの安全配慮義務は当然あり責任は重大です。

労働者の使い捨ては許されない

憲法第25条
 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

労働基準法第1条

労働条件は労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなくてはならない。

労働安全衛生法第1条

労働者の安全と健康を確保し、快適な環境の形成を促進すること。

クラレは孫三郎さんの意思を継承せよ

クラレの創設者である大原孫三郎は会社で働く労働者の権利や命

と健康、福利厚生にも積極的に貢献し、大原社会問題研究所を設立しました。また、倉敷労働科学研究所を設立し、工場内の労働環境の改善や、労働災害や職業病の某減に取り組みました。さらに、1923年倉紡中央病院（現倉敷中央病院）を従業員のために設立したが、その後一般市民にも開放し、労働者の安全衛生・福利厚生の上に努めていました。クラレはこの孫三郎の意思を現代に生かし、労働者の生活と健康を第一に、労働環境や安全衛生に努め、社会的責任を果たすべきである。

クラレ工場建物内での作業を行った山陽断熱の労働者に対する労働安全の責任は、当然クラレにもあります

アスベスト裁判の日程

多数の傍聴をお願いします
 9月10日(火) 16時
 三井造船石綿損害訴訟裁判

9月26日(木) 10時
 クラレ・山陽断熱石綿損害訴訟

第1回控訴審

10月15日(火) 15時

ニチアス・ナカハラ石綿損害訴訟

第1回控訴審

やさしい労働安全衛生法

労働者には

健康で安全に働く権利がある

事業者は快適な職場環境の形成と改善を促進する義務がある（安全配慮義務・健康保持責任）

日本国憲法では、第13条ですべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求の権利について尊重されています。

第25条で健康で文化的な最低限度の生活を営む権利の保障。

第27条で勤労の権利。第28条で勤労者の団結権・団体交渉権・団体行動権が保障されています。

この憲法をうけて、

労働基準法 第1条で、労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければなりません。この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、そ

の向上を図るように努めなければならない。

労働基準法42条で、労働者の安全及び衛生に関しては、労働安全衛生法の定めるところによる。

このように労働安全衛生法は、憲法・労働基準法と一体のものとなっています。



事業者に守らせる権利

労働安全衛生法第1条（目的）では、この法律は、労働基準法と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する

総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

第3条（事業者等の責務）

事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。

第65条の3（作業の管理）

事業者は、労働者の健康に配慮して、労働者の従事する作業を適切に管理するように努めなければならない。

第71条の2（事業者の講ずる措置）

事業者は、事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、次の措置を継続的かつ計画的に講ずることにより、快適な職場環境を形成するよう努めなければならない。作業環境を快適な状態に維持管理する事。労働者の従事す

る作業について、その方法を改善すること。作業に従事することによる労働者の疲労を回復するための施設又は設備の設置又は整備をすること。労働者の職場生活において必要となる施設又は設備の設置又は整備をすること。



事業者は快適な作業環境の実現を要求する権利。（第3条）

事業者は労働者に健康診断を行わなければならない（第66条）

健康診断の結果、労働者の健康を保持するため必要が認められるときは、当該労働者の実状を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等の措置を講じなければならない（第66条の8）